

# 1世帯10万円、臨時特別給付金のご案内

問 保健福祉課 社会福祉係  
☎476-1111(140・146)

## 対象は住民税非課税世帯等です

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

**給付金の支給額：1世帯あたり10万円**

**給付金の支給時期：**町が確認書（または申請書）を受理した日から3週間後が目安です。

## 支給対象となる世帯（①②のいずれかにあてはまる世帯）

① 世帯全員の令和3年度

「**住民税均等割が非課税**」の世帯



お住まいの市区町村から確認書が届きます（返送が必要）

※一部申請が必要な場合があります。

令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

### 給付金の支給手続き方法

◆世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

●対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

●中身を確認して、市区町村に返信してください。

◆世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

●給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

●申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、お住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

② 令和3年1月以降の収入が減少し

「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯（家計急変世帯）



新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

**申請が必要です。**

**申請期間：令和4年2月15日（火）～**

**令和4年9月30日（金）**

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】

町保健福祉課社会福祉係ほか

### 給付金の支給手続き方法

●給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

●申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、お住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



お問い合わせ ・内閣府 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

コールセンター ☎ 0120-526-145（受付時間9：00～20：00）

・大崎町役場保健福祉課社会福祉係 ☎ 099-476-1111（内線140・146）